

DBJは、金融機関として、透明性の一層高い経営を実現するとともに、社会からの信頼を得ることを第一とらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけではなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

コーポレート・ガバナンスの状況	108
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	113
日本版スチュワードシップ・コードへの対応 ...	113
リスク管理態勢	114
顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、 利益相反管理方針	118
ディスクロージャー	120



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念
金融力で未来をデザインします
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1)会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任および退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しています。

<取締役会および取締役>

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

坪井 達也(元株式会社三井住友トラスト基礎研究所代表取締役社長)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(日本大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

＜社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容＞

該当事項はありません。

＜業務監査委員会＞

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、2回開催しています。

＜報酬委員会＞

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

＜人事評価委員会＞

取締役会の諮問機関として、社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任等に係る人事案の評価を行っています。

＜経営会議＞

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、33回開催しています。

＜経営会議傘下の委員会等＞

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

DBJのポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

⑦基幹業務システム再構築委員会

基幹業務システム再構築の取り組み方針に関する事項の審議

＜アドバイザー・ボード＞

DBJが平成20年10月に株式会社として設立されて以来、DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置していましたが、平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしています。なお、当事業年度においては、2回(当該改組以降は1回)開催しています。同ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)

釜 和明(株式会社IHI相談役)

橘・フクシマ・咲江(G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長)

中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)

根津 嘉澄(東武鉄道株式会社代表取締役社長)

(注) 上條 清文(東京急行電鉄株式会社相談役)および張 富士夫(トヨタ自動車株式会社名誉会長)は平成28年6月29日付でアドバイザー・ボード委員を退任し、同日付で根津 嘉澄(東武鉄道株式会社代表取締役社長)および釜 和明(株式会社IHI相談役)が就任しています。

②社外取締役

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

＜特定投資業務モニタリング・ボード＞

平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価をいただくため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。なお、当事業年度においては、1回開催しています。同ボードは次の社外有識者により構成されています。

社外有識者(五十音順、敬称略)

奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
高木 伸(一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)
山内 孝(マツダ株式会社相談役)
横尾 敬介(公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事)
渡 文明(JXホールディングス株式会社社名誉顧問)

＜主務大臣の認可事項＞

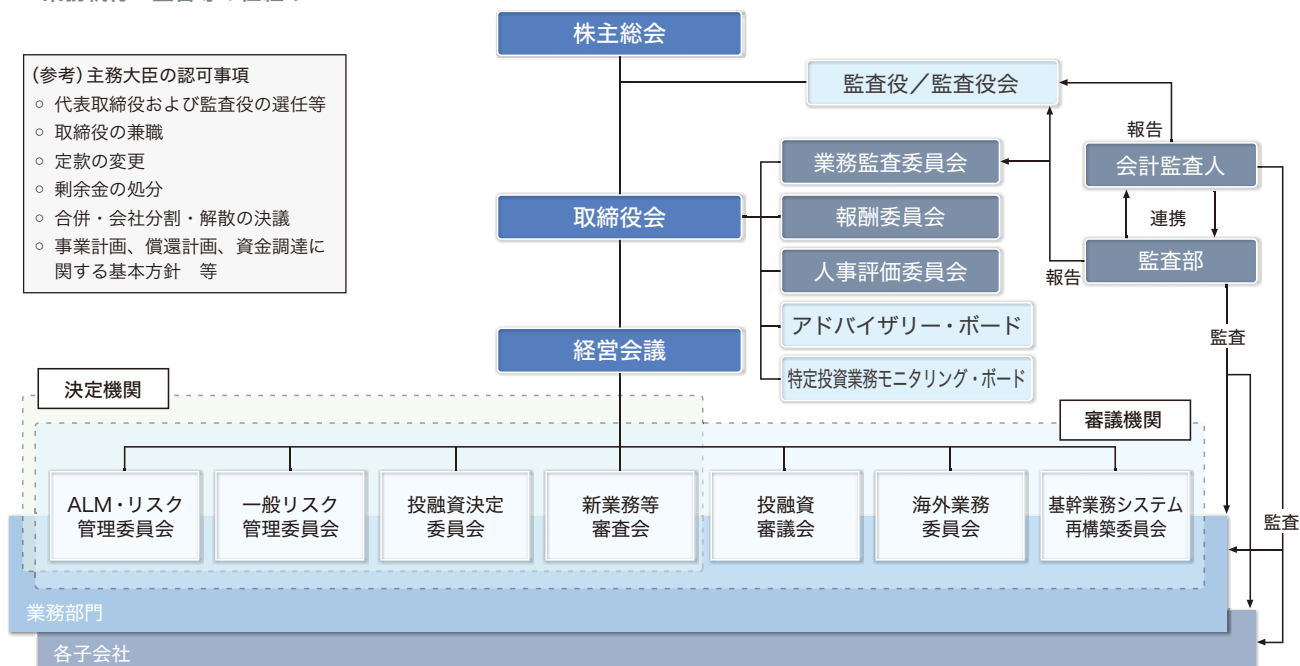
DBJ法(株式会社日本政策投資銀行法)により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

主な認可事項は以下のとおりです。

- ・代表取締役および監査役の選任等
- ・取締役の兼職
- ・定款の変更
- ・剰余金の処分
- ・合併・会社分割・解散の決議
- ・事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

● 業務執行・監督等の仕組み



＜執行役員制度＞

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名(取締役兼務者を除く)および執行役員7名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

DBJにおいては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団(以下「当行グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- 第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員(株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。
2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- 第4条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。
2. リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
- ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- 第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。
2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

- 第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。
2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。
4. 取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。
- ①重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制
- ②重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じ、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

- 第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。
2. 当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合においては、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。
3. 当行監査役は、職務の遂行に必要な事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。
4. 当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- 第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。
2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。
6. 監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

(3)内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成28年6月29日現在の監査部の人員は20名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4)会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当事業年度において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、梅津知充氏（継続監査年数^{*}3年）、吉田波也人氏（同2年）および石坂武嗣氏（同1年）です。

^{*}継続監査年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、梅津氏が3年、吉田氏が2年、および石坂氏が1年となります（なお、監査対象年数を基準にした年数です）。

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家、不動産鑑定士等も含め、計73名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5)社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6)社外取締役および監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7)取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8)取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9)取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10)株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守態勢については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

- ①役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

- ②役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

- ③DBJは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して一切の関係を遮断する。

法令等遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定および審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定および審議をしています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応

DBJは、平成26年8月、「『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)」(以下「本コード」)を受け入れることを表明しました。

本コードにおいて、スチュワードシップ責任とは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを意味するとされています。

DBJは、事業の「選択と集中」や成長戦略の実現に加えて、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まるなか、エクイティが持つ意味の重要性が高まっているとの認識のもと、従前より、エクイティ投資を通じて、お客様である投資先企業が持つ社会的責任にも着目しながら、長期的な発展を支援してきました。投

資実行時において、投資先企業やその事業環境等を深く理解したうえで、経営陣の意向も踏まえつつ、長期の戦略等について投資先企業と共有することはもちろん、投資後においても、DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、投資先企業と対話しながら、その長期的な発展、企業価値の長期的な最大化を実現する取り組みを進めています。

DBJは、本コードの精神が、従前より行っているDBJの投資業務と親和性が高いものと考え、良質なリスクマネーとナレッジの提供を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な金融資本市場を形成する観点から、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすにあたり有用と考えられる諸原則を定める本コードの趣旨に賛同します。

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

DBJの統合リスク管理という観点においては、担当

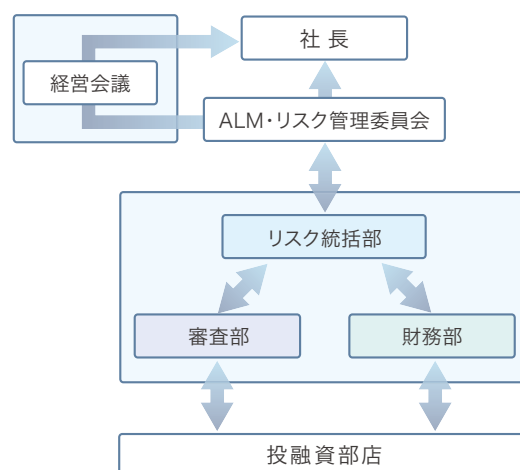
取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的なモニタリング等を行っています。

●ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定 義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8 格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11 格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12 格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13 格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14 格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破綻先	15 格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融

資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJは特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行等により発生します。これについては、為替スワップ取引等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや
予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難にな
る、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余
儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性
リスク）と、市場の混乱等により市場において取引がで
きなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引
を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流
動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短
期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投
融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの
逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシ
ー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross
Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活
用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状
況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動
性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において
審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もし
くは機能しないこと、または外生的事象が生起すること
から生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リ
スクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態
勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化
の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リス
ク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リ
スク管理およびシステムリスク管理については、以下
のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるい
は事故・不正等を起こすことにより損失を被るリス
クです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続
きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、シ
ステム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リス
クの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

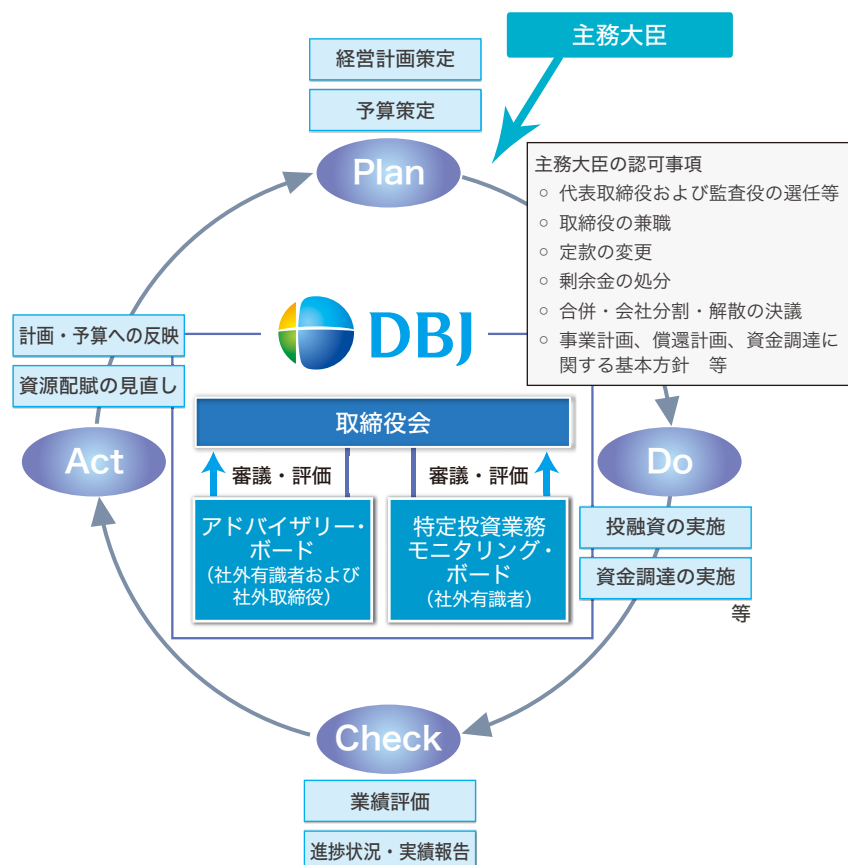
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン
または誤作動などシステムの不備等にともない損失を
被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されるこ
とにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいて
は「システムリスク管理規程」に基づき、システムリス
ク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を
設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の
各局面におけるセキュリティスタンダードを定めること
により、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、シ
ステムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対する
 アカウンタビリティを全うするため、Plan→ Do→
 Check→ Actというマネジメントサイクルを活用し、業
 務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理
 にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよ
 う努力しています。

●DBJのPDCAサイクル



アドバイザリー・ボード：

取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価。

特定投資業務モニタリング・ボード：特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価。

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」のうち、主な内容は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お

客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましても、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められている利益相反管理に関する実

施の方針として、以下を策定し、その概要を公表しています。

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

（１）対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記３に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

（２）対象取引の類型

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させると合理的な期待を抱えているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっていません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記２（１）のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。主要な子金融機関等として以下の会社があります。

DBJアセットマネジメント株式会社
DBJ Europe Limited
DBJ投資アドバイザー株式会社
DBJ証券株式会社
DBJキャピタル株式会社

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部店の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』（広報誌）
- 「DBJ ニュースダイジェスト」（メールマガジン）
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>

